

仕 様 書

1 概要

本仕様書は、那覇地方法務局供託課の事務室内及び宜野湾出張所の事務室内並びに書庫内等に設置してある防犯用カメラの一部を更新することを目的とする。

2 調達範囲

- (1) 本仕様書に定める本件調達機器のハードウェア、ソフトウェア及び仕様許諾ライセンス等を調達物品とする。
- (2) 本件調達機器のハードウェア及びソフトウェアを使用するために必要な接続部品（ケーブル等）、並びに本仕様書に明記された範囲に係るソフトウェアインストール、設定等の作業、指定された設置場所への納入、据付け、設置工事及び動作確認作業に係る役務も本調達へ含める。

3. 設置場所及び設置台数

(1) 設置場所

- ア 那覇市樋川 1-1 5-15 那覇地方法務局供託課
イ 宜野湾市伊佐 4-1-20 那覇地方法務局宜野湾出張所

(2) 設置台数

- 全方位カメラ 4台
(上記ア・0台 上記イ・4台)
単方位カメラ 9台
(上記ア・3台 上記イ・6台)
ハードディスクレコーダー 2台
(上記ア・1台 上記イ・1台)
モニター 2台
(上記ア・1台 上記イ・1台)

4. 履行期限

令和8年2月27日（金）

5. ハードウェア及びソフトウェア

本件調達機器は、別紙1、別紙2及び別紙3の仕様を満たすものとする。

6. 録画設定について

- (1) 全方位カメラについては、1920×1920以上の解像度で録画し、単方位カメラについては、1920×1080以上の解像度で録画すること。ただし、個人情報保護の観点から撮影範囲の各種書類において個人情報が撮影される場合は、該当するカメラについて当局会計課担当職員に報告の上、録画解像度を変更すること。
- (2) 平日7時から19時までは連続録画とし、休日を含むそれ以外の時間はモーション録画の設定を行うこと。
- (3) 全カメラ10コマ/秒以上で録画すること。
- (4) ハードディスクレコーダーの容量は、録画可能期間が原則2か月以上のものとすること。

7. 機器の設置について

- (1) カメラ等の設置場所は、別添図面を参考にすること。
- (2) LANケーブルの色は、当局の指示に従うこと。
- (3) 関連法令に基づく技術基準及び標準工法により、必要な配線作業を実施すること。
- (4) 設置に当たり、庁舎及び当局の備品等を損傷しないよう、必要な処置を行うこと。
- (5) 具体的な設置工事スケジュールについては、当局会計課担当職員と別途調整するものとする。
- (6) ハードディスクレコーダーの設置位置は、現地担当職員の指示に従うこと。

8. 公共調達における人権配慮

受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

9. その他

- (1) 全ての納入物品は、納入時において新品、未使用であること。
- (2) 設置工事は月曜日から金曜日までの平日17時15分以降又は休日に実施すること。
- (3) 本件調達機器設置後、機器設置場所を記載した平面図を当局へ提出すること。
- (4) 調達機器に係る取扱説明書等のマニュアルを配布の上、納品後の動作確認作業時に現地担当職員に対し、操作説明等を実施すること。

- (5) 納入終了時は受領書を徵し、当局会計課担当職員に提出すること。
- (6) 現在設置されているカメラは、当局の指示に従い取り外すこと。
なお、取り外しに係る費用は、受注者の負担とし、取り外した機器（撤去機器に接続されている配線及びハードディスク等を除く。）については、受注者が引き取ること。
- (7) 使用した梱包材などは全て持ち帰ること。
- (8) 本件機器の設置に必要となる電源の準備は、当局が負担する。
- (9) 納入物品に係る無償保証期間は、納入期限の翌日から1年間とする。無償保証期間中に、納入した機器に障害が発生した場合は、受注者は、当局職員からの要請により、原則、要請の時から24時間以内に当該機器の設置場所に担当者を派遣して修理等に着手し、当該機器を正常な状態に回復させること。したがって、受注者は、無償保証期間中の修理、交換等に対応できるサービス拠点を有し、かつ、障害時に即応できる迅速にして十分な体制を有していること。
なお、無償保証期間中の修理、交換等に係る費用は、受注者の負担とする。
- (10) 納入に当たり、不明な点がある場合は、隨時、当局会計課担当職員に報告し、協議の上解決すること。
- (11) 作業により毀損等を生じさせたときは、速やかに監督職員へ連絡の上、受注者の責任において原状回復を行うこと。
また、その他受注者の管理責任に基づく事故については、受注者において賠償、修繕及び弁償すること。